

# 平成30年度 第1回 白井市入札等監視委員会

## 会議録

1. 日 時 平成30年7月27日（金） 午後1時45分から
2. 場 所 市役所3階特別会議室
3. 出席者 宗藤委員長、菊池委員、三枝委員  
風間管財契約課長、相馬主査、大重
4. 傍聴者 なし（会議非公開のため）
5. 次 第
  - 1 開会
  - 2 委員長挨拶
  - 3 議題
    - （1）平成29年度下半期分の一般競争入札契約の審査
    - （2）平成29年度下半期分の指名競争入札契約の審査
    - （3）平成29年度下半期分の随意契約の審査
    - （4）その他

## 開会

### 委員長挨拶

《委員長》

それでは、これより議事に入ります。議事に入る前に、お願いしたい事項が2点ほどございます。1点目は質疑等がある場合は、項目ごとに事務局からの説明が終了した後に、お願いいたします。

2点目ですが、本日の会議は時間が限られていますので、発言する方は簡潔明瞭にお願いいたします。

それでは、議題1について、事務局から審議事案の説明を求めます。

### 議題1 平成29年度下半期 一般競争入札契約の審査

《事務局》

それでは、平成29年度下半期分の一般競争入札契約のうち、重点審議事案として抽出された案件の説明をさせていただきます。

抽出にあたり、抽出した理由を添えていただいておりますので、ご質問に対する回答も併せてご説明させていただきたいと思っております。

説明資料につきましては、事前に送付させていただきました追加資料の1ページから23ページと、別添資料の1から3となります。

資料を事前に配布させていただいておりますので、概要の説明とさせていただきます。

一般競争入札については、地域要件や受注実績などの参加資格要件を設定しており、全て制限付き一般競争入札で実施しています。

まず、事案説明書の1ページのNO2「桜台中学校テニスコート補修及び学童保育所解体工事」についてご説明いたします。

本工事の業種は「土木一式工事」で、執行理由は、「桜台中学校のテニスコートは劣化が著しく使用困難で補修が必要であること、隣の学童保育所は耐用年数が経過しており解体が必要であることから併せて工事を行い、学童保育所跡地を不足する駐車場として整備するものです。なお、学童保育所の解体によりテニスコートの補修に伴う工事が容易となり、かつ経費の削減が見込めるため一体的に行うものです」。

入札参加資格要件等につきましては、白井市競争入札参加者適格者名簿の大分類「土木一式工事」に登録がある者で、格付け等要件につきましてはA・B・C・D、地域要件は、白井市内に本店（社）、支店（社）又は営業所（出張所）を置く者。実績要件は、過去10カ年度（平成19年度～平成28年度）に、国又は地方公共団体等が発注した道路舗装工事（道路改良工事を含む）を、元請けとして施工した実績がある者。なお、JVによる実績の場合は、出資比率が30%以上のものに限る。技術者等の個人資格要件は、当該工事に土木施工管理技士（1級又は2級）を配置できる者。なお、当該技術者については本入札公告日時点で3カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とする。その他要件は、法人市民税に滞納がない者及び社会保険等に加入していること。入札参加資格者は登録業種と地域要件に該当する参加は24者を見込みました。

入札参加資格確認申請者数については、本案件では、※印で説明の記載がありますが、他に市内業者の株式会社丸彰工務店の1者の申請がありましたが、実績要件を満

たしていなかったため、参加資格なしとなっています。これにより、入札参加資格を確認できたものが1者となりました。

続きまして2ページをご覧ください。金額につきましては、予定価格の税抜きが1,200万円、税込みが1,296万円、最低制限価格の税抜きが960万円、税込みが1,036万8,000円、入札金額は税抜き1,200万円、契約金額は税込で1,296万円、落札率は100.0%で、契約の相手方は、東亜道路工業株式会社柏営業所となりました。

この案件への質問は、委員よりいただいております。「1者のみが参加して、予定価格100%で落札しているが、予定価格決定の経緯、落札に至った経緯」についての質問。

回答は、本案件の設計については、千葉県積算基準に基づき設計するとともに、積算基準にない部分については、参考見積もりを徴取して積算し、設計金額（予定価格）としています。

入札参加した東亜道路工業株式会社柏営業所が予定価格と最低制限価格の範囲内で入札し、落札となったものです。補足説明をしますと、積算基準がない部分の参考見積もりについては、2者から徴取し積算しています。

3ページのNO3「橋梁修繕工事（H29-1）」についてご説明いたします。本工事の業種は「土木一式工事」で、執行理由は、「橋梁長寿命化計画に基づき、損傷の著しい箇所について、長寿命化を目的として修繕するものです。」

入札参加資格要件等につきましては、白井市競争入札参加者適格者名簿の大分類「土木一式工事」に登録がある者。格付け等要件はA・B・C、地域要件は、千葉県内に本店（社）を有する者、白井市内に支店（社）又は営業所（出張所）を有する者としています。

実績要件は、過去10カ年度（平成19年度～平成28年度）に、国又は地方公共団体等が発注した橋梁耐震補強工事又は橋梁補修工事を元請として施工した実績がある者。なお、JVによる実績の場合は、出資比率が30%以上のものに限り。

技術者等の個人資格要件は、当該工事に土木施工管理技士（1級又は2級）の資格を有する技術者を専任で配置できる者。なお、当該技術者については本入札公告日時点で3カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とする。その他要件として、社会保険等に加入していることとしています。

入札参加資格者は登録業種と地域要件に該当する参加見込みは324者で、入札参加資格確認申請書を提出したものが1者、しかしながら入札参加者は辞退により0者となったため、不調となった案件になります。

4ページをご覧ください。金額につきましては、予定価格税抜きで4,141万円、税込みで4,472万2,800円、最低制限価格は税抜き3,312万8,000円、税込み3,577万8,240円でした。

この案件への質問は委員よりいただいております。「本案件で辞退となり、NO5の案件で再入札となっているが、指名ではなく、一般競争は、その当該案件を受注したために応募したわけであり、応募から入札までの短期間に、その意思が変わりうるとは理解しづらい。辞退するとの理由は何か、市は正当な理由と判断する基準はあるのか。当

該会社はNO5、7、8においても同様に辞退を繰り返している。厳しいペナルティが必要ではないか。一般競争での辞退は、NO6、12の案件でも生じている」とのご質問。

回答は、本案件（NO3）の参加申請者である東亜道路工業株式会社の辞退理由は、「当該物件に対応する技術者又は作業員の確保が困難」という理由でした。一般競争入札では参加申請から入札締切日まで20日程度あることから、参加要件で専任としている技術者の確保などが困難になることがあることは、やむを得ないものと考えます。

また、同業者はNO5「橋梁修繕工事（H29）」については、下請け業者の確保が困難となったため。NO7「舗装修繕工事（H29-6）」については、現場代理人予定者が九州へ異動となり、この工事を受注した場合、技術者の確保が困難であるため。NO8「舗装修繕工事（H29-5）」についてもNO7と同様の理由により辞退をしており、やむを得ないものと考えます。

入札を行っていない場合に限り、やむを得ない理由により辞退することは可能であり、辞退に伴うペナルティは特にありませんが、虚偽など、不誠実な事実に基づく場合があったときは、指名停止等を考えていく必要はあると考えます。

なお、NO6、12の案件で東亜道路工業株式会社以外の辞退理由について、NO6「七次台小学校図書室増築・校舎一部改修工事」は会社の都合、技術者の確保が困難となったため。NO12「庁用車購入（H29トラック）」は諸般の事情により、指定された納入期限に間に合わないためとなっています。

続きまして5ページをご覧ください。NO14「東庁舎什器・備品等購入（H29-30）」についてご説明いたします。

本入札の業種は「物品の購入」で、執行理由は、「平成29年度末に完成し、引渡し予定の白井市役所東庁舎（減築改修棟）へ設置する什器・備品等を購入するものです。また、庁舎整備事業と併せ実施するファイリングシステム導入に伴う什器を購入するものです。」

入札参加資格要件等につきましては、白井市競争入札参加者適格者名簿の大分類「家具・什器」、中分類「スチール製家具・什器」又は「木製家具・什器」に登録がある者、地域要件は、千葉県、東京都、埼玉県又は茨城県内に本店（社）、支店（社）又は営業所（出張所）を有する者、実績要件は、過去5カ年度（平成24年度～平成28年度）及び本件公告日までに、国又は地方公共団体等へ、家具・什器を納入した実績がある者としています。

入札参加資格者は136者を見込み、入札参加資格確認申請書を提出したものは4者、入札参加者数も4者でした。

6ページをご覧ください。金額につきましては、予定価格は税抜き4,578万4,902円、税込4,944万7,694円、入札金額が税抜き2,840万円で、契約金額が税込3,067万2,000円になります。落札率62.0%で、契約の相手方は京葉産業株式会社となりました。

この案件への質問は、委員よりいただいております。「落札率が低い理由を教えてください」とのご質問。回答は、「企業努力等によるものと推測いたします」。

以上で一般競争入札案件の審議事案の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

《委員長》

事務局からの説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたら、発言をお願いいたします。なお、発言の際は、審議事案説明書の事業名をおっしゃってから発言をお願いします。

《委員》

私の方から2点お伺いしたいことがあります。1点目が、NO2について、落札率が100%でしたが、2者から参考見積もりを徴取したということで、その2者を選定された理由は何かあったのでしょうか。また、入札に手を挙げる可能性があった2者から見積もりを取るようになったのはどうしてでしょうか。

《事務局》

参考見積もりを徴取する業者の選定については、当該工事の施工ができる業者ということや、これまでの受注状況をみながら参考見積もりを徴取している状況です。

《委員》

とすると、入札に手を挙げた業者が見積もりを取ったところだったのは偶然ということでしょうか。

《事務局》

業者側としても、見積もりを出したことから参加する可能性が高いと考えられます。本案件については、参考見積もりを徴取した業者しか参加いただけませんでした。

《委員》

もう一点が、NO3の質問回答の中で、NO12の辞退理由に「諸般の事情により」とありますがどういった内容でしょうか。

《事務局》

設計にある納車の時期に間に合わないというものでした。設計する際には、納車の時期に関して、過去の発注から納車までにかかった期間を勘案したり、参考見積もりを数社から徴取して納車に十分な期間を見込んで設定していますが、社会的な事情で、検査の資格を持っていない人が検査をしてしまった事件があり、その影響もあり納車が遅くなった状況でした。

《委員》

その事情があればやむを得ないと思います。

《委員》

NO14の質問回答で、落札率が低い理由が企業努力によるものと推測されていますが、物品の購入にあたっては原価を想定されているかと思しますので、落札率はもう少し上回るかと思われますが、どうでしょうか。

また、設計について、物品は品番まで特定するのか、それとも必要な物品を列挙して業者に品番を提案してもらう形で原価が変わってくるものでしょうか。

《事務局》

庁舎の什器・備品購入の案件は、コクヨ株式会社の品番を指定していますが、同等品として指定した品番であれば株式会社オカムラや株式会社イトーキのものも認めるとしています。物品については受注者とメーカーとの関係性、在庫が多くあるかなどの状況が一致すれば安価となる場合があると考えます。

《委員》

NO3の案件ですが、特定の会社が入札に参加したにもかかわらず辞退を繰り返していますが、市として明らかなペナルティを科すことは難しいのでしょうか。市として放置するのでなく、何らかの対応をとる必要があると思います。こういうことが続くと、市の事務、税金が無駄になります。対応をお考えいただきたい。また、同様なことは周辺の市町村で生じているのか、白井市でのみ起こっているのか、調査していただき、この問題について真剣に検討いただきたいというのが要望です。

《委員長》

他にご質問よろしいでしょうか。

《委員》

はい。

## 議題2 平成29年度下半期分の指名競争入札契約の審査

《委員長》

続きまして、議題2について、事務局から審議事案の説明を求めます。

《事務局》

それでは、資料の7ページをご覧ください。

NO27「道路改良工事（H29-4）」についてご説明いたします。

本工事の業種は「土木一式工事」で、執行理由は「交通環境の円滑化のため、交差点に隅切りを設置するものです。」業者選定については、指名業者数は5者であり、指名理由については、「入札参加適格者名簿の大分類「土木一式工事」に登録されている者のうち、本工事と同種実績のあるB、C及びDランクの市内及び準市内の5業者を選定」としております。指名業者5者のうち、参加は3者で2者が辞退となっています。

金額につきましては、予定価格税抜き228万円、税込み246万2,400円となり、入札を実施しましたが、不調に終わった案件となります。

8ページにいきまして、本案件への質問は、お二人の委員よりいただいています。委

員からは、「NO25及びNO27（本案件）について、複数回指名を繰り返し、最終的に辞退が相次いだ上で唯一の参加者と随意契約に及んでいるが、予定価格決定の経緯、辞退者が相次いだ理由、最終的に随意契約に至った経緯。」について。

回答としまして、NO25の当初入札の予定価格の設計については、千葉県積算基準に基づき積算しております。再入札のNO27の予定価格については、NO25で不調に終わったことから、工事に関わる実日数の再検討による交通整理員の設計人数の見直しをするとともに、周辺住民から交差点における安全確保の要望があり、路面表示工及び道路付属物工（道路反射鏡）の追加を行い、設計金額を見直し、予定価格としたものです。

辞退者が相次いだ理由については、NO25（当初入札）は、「積算の結果、採算が合わないため」、「作業員の確保が困難なため」。

株式会社鶴澤工業の1回目の未入札の理由は入札期日を間違えたため。

NO27（再入札）1回目は、「作業員の確保が困難なため」、「この工事を受注した場合、技術者の確保が困難であるため」2回目は「積算の結果、採算が合わないため」ということでした。最終的に随意契約に至った経緯につきましては、委員よりご質問を頂いておりますので、回答と併せて説明させていただきます。②の回答を参照ください。

委員からは、「入札不調 その後右記入札者と随意契約」と記述されているが、いわゆる「不落随契」ではないのか。落札額、落札率が記入されていないが、特別な事情があるのか。また、2回の入札後に再入札するか、不落随契にするのか判断基準は何か。」とのご質問でした。

回答につきましては、2回の入札後、再入札にするか不落随契にするかにつきましては、市の内規により、再入札（2回目）価格が基準以内の価格の者がいる場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定（再度の入札に付し落札者がいないとき）に基づく随意契約（いわゆる不落随契）をするため、最低入札者から見積を徴することができるとしています。

本案件についても、この規定に基づき、NO27（再入札）の2回目の株式会社川上土木建設の入札額が、基準以内であったため、不落随契に向けて見積提出が可能かどうか、交渉しましたがこれ以上額を下げるのは難しいとのことで、不調となったものです。

しかしながら、本工事が遅延してしまうことは、同現場で関連して実施する信号機移設工事の進捗へも支障をきたすこととなることから、早急に執行する必要があったため、担当課である道路課において、さらに設計を見直しまして、取付道路の老朽部の舗装修繕の追加及びそれに伴う交通整理員の増を行ない、設計金額を税抜き228万円から税抜き248万円へ変更。そして、今回の最低価格入札者である株式会社川上土木建設と1者随意契約するべく、見積徴取を行ったところ、見積額が税抜き245万円となり、予定価格内となったため、契約金額税込で264万6,000円、税抜きが245万円、落札率が98.79%にて、同者と契約に至ったものです。

続きまして、10ページをご覧ください。NO43「白井市民プールのスライダー改修

工事（その2）」についてご説明いたします。

本業務の業種は「鋼構造物工事又は土木一式工事、執行理由は「スライダー施設の老朽化に伴い、利用者の安全を確保するため改修工事を行うもの」です。

業者選定については、指名業者数は7者で、指名理由については、入札参加適格者名簿の大分類「鋼構造物工事又は土木一式工事」に登録のある者のうち、過去に類似するプール工事の実績を有する者を選定しました。

入札参加者数は、2者参加、辞退4者、未入札1者となっています。

金額につきましては、予定価格税抜き4,737万円、税込み5,115万9,600円に対し、落札価格税抜き4,500万円、契約金額税込み4,860万円、落札率95.0%となっております。

11ページにいきまして、落札業者は株式会社ニッコンとなりました。

本案件についての質問は、お二人の委員よりいただいております。委員からは、1,000万円を超える工事であるが、一般競争にしないで指名にした理由は。規定上問題ないか。』とのご質問。

回答は、この案件は下記のとおり、平成29年度上半期に一般競争入札を実施しましたが、参加申請者がなく、不調となったものです。利用者の安全を確保するため、改修工事を施設の使用がない時期に実施することが必要であり、指名競争に切替えて実施したものととなります。不調になった案件の概要については記載のとおりで省略させていただきます。なお、11ページの概要の中で、過去の契約実績要件が過去10カ年度（平成19年度～平成28年度）に、国又は地方公共団体等が発注した工事を受注した実績というのがありますが、昨今はなかなかプールを持っている自治体が少なく、民間工事の実績としてはあるが公共工事として施工した実績がないというところで、実績要件を満たすことが難しかったと推測されます。

そして、委員からは「辞退が多く出た理由は。」とのご質問がありまして、回答につきましては、本案件は当初、一般競争入札を実施しましたが、「参加者なし」であった経緯からも、辞退が多くなったものと考えます。

辞退理由は「この工事を受注した場合、技術者の確保が困難であるため」、「手持ちの工事等が多く、さらに工事等を受注することが困難であるため」等でした。

続きまして、13ページをご覧ください。NO59「修景池清掃業務委託（H29）」についてご説明いたします。

本業務の業種は「緑地管理・道路清掃」、執行理由は「十余一公園にある修景池の環境保全を目的に、堆積している無機汚泥を清掃・除去し、処分先へ運搬する業務を行なうもの」です。業者選定については、「指名業者数は5者で、指名理由については、修景池に堆積した無機汚泥を清掃・除去作業を行なうもので、入札参加適格者名簿の大分類「緑地管理・道路清掃」、中分類「公園清掃」に登録のある者のうち、市内事業者5者を推薦の基本としました。」

入札参加者数は指名5者中、5者参加となっています。金額につきましては、予定価格税抜き81万円、税込み87万4,800円で入札を行いました。不調となった案件とな

りますが、NO61にて再度入札を実施しているものです。

14ページをご覧ください。本案件についての質問は、委員よりいただいております。

「NO61（本案件の再入札）では倍以上の予定価格としていますが、本案件（不調）の予定価格の妥当性について教えてください」とのご質問。

回答としまして、本案件（不調）の設計額（予定価格）は、千葉県の積算基準を基に積算を実施しております。修景池の清掃作業の方法として効率的な清掃を考慮し、積算基準の項目の『人力+機械（小型バックホウ）施工』で積算し、また、併せて行なう、せせらぎ玉石の補修については『人力コンクリート工』によるコンクリートの打設、その他、諸経費については『公園』の積算基準項目により算出しました。

しかし、本案件が不調となったことから、数業者へ聞き取り調査を実施したところ、以下の点について、市の考え方と乖離がありましたので、設計変更して再入札を実施したものです。（ア）、作業方法の機械作業が現場に馴染まない（池及び周囲に布設されている玉石舗装が重機の重量等により壊れることが懸念される等）ことにより、全て『人力施工』の積算項目へ変更。（イ）、せせらぎの玉石補修については、コンクリート打設のみでは、対応が難しいことから、玉石の『敷き並べ工』の積算項目へ変更。

（ウ）、諸経費については、公園内での作業のため積算基準の項目を『公園』としていましたが、園路等に隣接している箇所でもあり、安全対策等について、道路側溝清掃と類似していると考え、『道路維持』の積算項目へ変更。以上の部分を変更しまして再入札しています。

次に、15ページをご覧ください。NO65「白井市子どもの生活実態調査・分析委託」についてご説明いたします。

本業務の業種は「調査・計画」、執行理由は「市では、子どもの生活状況や貧困に関する実態を必ずしも十分把握できていないことから、支援を必要とする子どもや家庭の生活実態について調査し、把握することで、見えにくいといわれている子どもの生活状況や貧困の実態を捉え、次期子ども子育て支援事業計画に子育てや貧困対策などを位置付け、効果的な子育て支援施策の展開をするため、実施するものです。」

業者選定等については、指名業者は5者で、指名理由は入札参加適格者名簿の大分類「調査・計画」、中分類「世論・住民意識調査」で登録のある者で過去に市または県内において同種業務の完了実績を有する者を選定しました。

入札参加者数は、1者で、4者が辞退となりました。

金額につきましては、予定価格税抜き242万2,000円、税込み261万5,760円、落札価格税抜き242万2,000円、16ページにいきまして、契約金額税込261万5,760円、落札率100.0%で契約の相手方は有限責任監査法人トーマツとなりました。

本案件のご質問は、委員よりいただいております。

「参加自体は複数者いたにもかかわらず、1者を除いて全て辞退し、残った1者が予定価格に対し100%で落札しているが、予定価格決定の経緯、落札に至った経緯。」

回答としまして、設計金額（予定価格）の積算にあたっては、参考として、今回指名している有限責任監査法人トーマツから参考見積もりを徴取し、それに基づき積算をしました。

5者指名のうち、4者が、「人員確保が困難であるため」、「業務実施体制が構築できないため」、「手持ちの業務・受注案件等が多く、さらに業務・案件等を受注することが困難。体制が整わないため」、「スケジュール調整が困難なため」との理由により辞退となり、入札に参加した有限責任監査法人トーマツが予定価格内であったため、同者の落札となったものです。

以上で指名競争入札案件の審議事案の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 《委員長》

事務局からの説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたら、発言をお願いいたします。なお、発言の際は、審議事案説明書の事業名をおっしゃってから発言をお願いします。

#### 《委員》

伺いたいことがあります。NO25で一度不調になってから、NO27で改めて入札を行っていますが、この2つの案件で設計金額が変わっているのはどういった理由があったのですか。

#### 《事務局》

NO25で不調になった際に、辞退の理由として、採算が合わないというものがあったことから、工事の準備期間等を加味して実日数の再検討を行い、交通誘導員の人件費を増額しました。また、別の工事案件であります。周辺住民から交通誘導員の増員など安全管理への要望があったことも勘案し、相対的に設計を見直しましたが、NO27においても不調となってしまったものです。

#### 《委員》

そうすると、再度入札の予定価格を考えるにあたって、例えば業者から見積もりを取ったり、NO59のように手を挙げそうな業者への聞き取り調査は行ったのですか。

#### 《事務局》

この案件については、不調が続いたこともあり、聞き取り調査を行っています。業者の結論としては採算が合わないという話でしたが、県の積算基準がありますので、この基準を外れて設計することは難しいですが、聞き取り調査を踏まえた上で変更できる箇所について変更を行ったものです。

#### 《委員》

NO59について、工法を変更して再積算して再度入札を行ったということですが、当初の積算の工法があまり現実的でなかったと考えられ、市で効

率的に入札を行っていくためにも、工法について事前に業者にヒアリングした上で積算すれば1回の入札で完了したと考えられますが、この工事が特殊で前例がないものだったのですか。

《事務局》

初めて行う内容の工事だったということはありませんが、もう少し仕様・内容等について、十分に精査することが必要であったものと考えます。

《委員》

もう一点ございまして、NO65ですが、最終的に有限責任監査法人トーマツが落札されたということで、監査法人がこういった事業の指名入札対象となっていたことが意外でした。当案件ですと、コンサルなどの業者が担当されるのではないかと思いましたが、こういった監査法人も指名の対象になるのですか。

《事務局》

有限責任監査法人トーマツにつきましては、「調査・計画」の業種に登録があり、計画や分析に対応できるということですが、市の第4次総合計画や福祉関係の計画を受注しており、計画については実績があることから選定しました。

《委員》

資料の表示方法の指摘になります。資料9ページのNO25で最終的に設計を見直して随意契約となったということですが、入札結果一覧に当該随意契約の金額等が入札結果が載っていないので、結果を載せたほうが良いと考えます。次回の作成では気を付けていただければと思います。

《事務局》

分かりました。

《委員》

また、担当課で随意契約をしたということですが、管財契約課との情報共有は図れていましたか。

《事務局》

情報共有は行っていました。

《委員長》

他にご質問よろしいでしょうか。

《委員》

はい。

### 議題3 平成29年度下半期分の随意契約の審査

《委員長》

次に、議題3について事務局から審議事案の説明をお願いします。

《事務局》

それでは、17ページをご覧ください。

《委員長》

当該案件については資料の分量が多いかと思いますので、簡潔に説明願います。

《事務局》

承知しました。NO72「白井市学童保育所運営業務委託（その1）」についてご説明いたします。

執行理由は、「これまで、各学童保育所を利用している児童の保護者で構成された組織に委託してきた学童保育所運営業務について、安定した運営体制の確保とサービスの質の向上を図るため、安定した経営基盤と高い専門性やノウハウを有する民間事業者へ委託を行うもの」としています。

随意契約理由は、「児童の健全な育成を目的とし、保護者や学校との連携、地域との協力、障害児童の支援など内容も多岐にわたる業務であるため、事業者実績やノウハウ、企画性等を総合的な見地から判断し、委託業者を選定するため。」ということで、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約としました。

金額につきましては、設計金額3億1,115万1,000円（非課税）で、契約金額は3億円、落札率は96.4%で契約の相手方は株式会社アンフィニとなっています。当該業者は非課税業者です。

次に18ページをご覧ください。本案件に対するご質問は、お二人の委員からいただいています。委員からは、「委託の内容はどのようなものか。選定の手順はどのようなになっているか。契約金額が高額であるが、市の積算根拠はどうなっているか。」について質問を頂いており、回答は、記載させていただいておおりで、資料1の6ページも併せてご覧ください。委託の内容としては、児童の育成支援、企画事業や保護者との連携となっています。学童保育所は、労働等で保護者が昼間家庭にいない際に、安全性を考慮しながら適切な遊びや生活の場を提供するものです。選定基準ですが、プロポーザルの方式としては公募型で行っております。

主な参加資格は、入札参加適格者名簿の大分類「介護・保育」、中分類「保育業務」に登録していること。ただし、白井市入札参加適格者名簿に登録していない者については、参加申し込み時に、登記簿謄本、財務諸表、納税証明書、会社概要を提出すること。

地域要件としては、千葉県、東京都、埼玉県又は茨城県内に本店（社）、支店（社）又は営業所（出張所）を有する者。

実績要件として、過去5カ年度（平成23年度～平成27年度）及び本件の公告日までに、児童福祉法（昭和22年法第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童

健全育成事業（学童保育所運營業務）に関し、地方公共団体からの業務を受託（指定管理者の指定を含む。）し、かつその業務を履行している又は履行を完了した実績があることとしております。

19ページにいきまして、評価方法としては、白井市学童保育所運營業務委託業者選定審査会（学識経験者1名、児童委員1名、公共的団体（学童保育所運営会）代表者2名、教育部長、健康福祉部長の6名）を設置しております。

第一次審査（書類審査）及び第二次審査（プレゼンテーション）における評価点の合計が最も高い業者を受注予定者として決定しています。

評価項目及び評価基準の詳細は別添資料2「白井市学童保育所運營業務委託評価基準」を併せて参照いただければと思います。

第一次審査（書類審査）は経営状況や業務実績などの会社概要と見積書の提出で満点は500点とし、第二次審査（プレゼンテーション）は提出された提案資料に基づくプレゼンテーション及び質疑応答を実施したものです。満点を1500点としており、点数が高く設定されているのが、運営方針が210点、業務体制が一番高く、300点となっており、児童の育成支援が180点、安全管理が180点、独自提案が210点となっています。

審査結果（5者参加）につきましては、5者参加しまして、最優秀者が株式会社アンフィニとなっており、以下ご覧の状況になります。

20ページにいきまして、ご質問の市の積算根拠ですが、市の設計金額3億11,15万1,000円が3年6カ月の設計になっていまして、内訳は記載のとおりです。平成31年度、平成32年度は消費税の増税を加味して少し高額になっています。積算の内訳ですが、人件費が総額の約9割を占めていまして、年間の開所日数が280数日、ほぼ年末年始を除いた月曜日から土曜日までの6日間の状況で、委託施設における利用定員から見た必要人員数、給料水準については常勤職員であれば市の短大卒保育士（月給）相当、非常勤職員であれば市の非常勤保育士（時給）相当で積算しております。こちらについては資料1の5ページ（4）勤務条件に記載があり、市の基準を提示して積算をお願いしています。

物件費につきましては、過去の実績額を基に施設規模等を考慮して算出しており、行事活動費、消耗品費、保険料等を積算しています。

管理費として、運営管理責任者の人件費等に係る経費ということで、市の班長クラス職員（主査補）の給料年額相当を積算しています。以上が委員からのご質問の回答です。

委員からは、「随意契約先の選考基準及び随意契約におけるプロポーザルの位置付けについて。」「プロポーザルの必要性や内容次第で随意契約先の見直しもあり得るか。」とのご質問を頂いております。

まず、随意契約におけるプロポーザルの位置づけですが、プロポーザル（企画提案方式）は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」として、地方自治法が認める随意契約方法となり、提案の最優秀者との一者随意契約という形態となります。

一般的な競争入札のように価格だけの競争ではなく、事業者の持つ専門性、企画力、

技術力、創造性などを勘案した上で、価格などを含めた総合的な見地から判断して最適な事業者を選定するときに用いるもので、白井市ではプロポーザルのガイドラインの中で、本案件のような、「施設の運営や維持管理等の業務で大規模又は長期にわたる業務」をプロポーザル方式の対象業務としており、その他、「総合計画や都市計画等の各種計画策定」、「催事、イベント等の芸術性、創造性が求められる業務」、「情報システムの開発・導入に係る業務」などを対象としています。

21 ページにいきまして、「プロポーザルの必要性や内容次第で随意契約先の見直しもあり得るか。」とのご質問につきまして、プロポーザルの必要性については、詳細な仕様内容を自治体が決定するよりも、専門性、経験・実績、企画力、創造性のある事業者により提案していただくことにより、よりいっそう質の高い事業の成果が期待できる契約方法として有効なものであると考えており、本案件の場合では、安定した学童保育所の運営体制の確保はもちろんのこと、サービスの質の向上を目的としていることから、プロポーザル方式としているものです。

「随意契約先の見直しもあり得るか。」とのご質問については、本案件では、実施要領により、最優秀者が決定後、市は受注予定者と業務の詳細等を協議してから見積書を徴取し、契約締結をすることとしていますが、受注予定者に事故があり見積書の徴取が不可能となった場合や、受注予定者との協議が整わない場合、市は次点者と業務の詳細等を協議し、契約することとしております。以上が当該案件の説明になります。

続いて、22 ページをご覧ください。NO81 「移動式不法投棄監視カメラの購入」についてご説明いたします。執行理由は、「不法投棄が多い場所に設置することで、不法投棄を防止するため」としてあります。

随意契約理由は、「購入を予定している移動式監視カメラは、すでに8台の導入実績があり、必要に応じて移設でき、職員での対応が可能なことから、不法投棄の抑止を行う上で、効果的なものとなっています。今後も効率的な管理運用するため同型の監視カメラの開発・製造を行っている唯一のサンシー株式会社1社と、随意契約するもの」ということで、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約としました。

金額につきましては、設計金額税抜き104万600円、税込112万3,848円、契約金額は税抜き102万2,600円、税込110万4,408円、契約の相手方はサンシー株式会社となっています。

次に23 ページをご覧ください。本案件に対するご質問は、委員からいただいています。「同種他製品との比較検討や同じ製品の他者との価格比較等、当該業者と随意契約を行なうに至った経緯。」との質問。

回答は、当該業者の移動式監視カメラは、別添資料3のとおり、大型(2m56cm)のもので、警告看板や赤色ランプの常時点滅、センサーライト点灯などがあり、設置による不法投棄の抑止を目的としています。

本市では、すでに8台の導入実績があり、一定の不法投棄抑止効果があり、大型ながらも、職員により、効果があった場所から新たな場所へ必要に応じて移設することも可

能で、基本的な機能（録画枚数やバッテリー交換頻度、警告看板の有無、LEDセンサーライトの有無、衝撃センサー警報機装備の一体型）が充実していることから、今後もさらに抑止力を図るため、同型の監視カメラの開発・製造を行っている唯一のサンシー株式会社1社と、随意契約としたものです。

以上、随意契約の審議案件の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

《委員長》

事務局からの説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたら、発言をお願いいたします。なお、発言の際は、審議事案説明書の事業名をおっしゃってから発言をお願いします。

《委員》

NO72の執行理由で、今までは児童の保護者で構成された組織に委託してきたとありますが、具体的にはどのような組織に運営を委託していたのでしょうか。資料からはボランティア色が強いように思われ、学童保育を事業として行っている組織とはかけ離れたイメージがあります。

《事務局》

父母の会があり、会費を出し合い指導員を雇う等の運営を行っていました。

《委員》

父母の会ですと、入会は任意で時間が経つと熱意が薄れる等、経営基盤が不安定な面があるように思われますが、父母の会の寄附みたいなもので運営してきたということでしょうか。

《事務局》

市の補助金と会費で賄っていたものです。

《委員》

NO72の一次審査、二次審査の配点基準は公表しているものでしょうか。それとも公表せずにやっていたものでしょうか。資料をみるとプレゼンテーションの配点はそこまで高くないので、内容を評価しているというのは読み取れますが。

《事務局》

確認します。

《委員》

私の経験ですが、プロポーザルを行う場合に実施要領を公表している場合がほとんどで、配点の基準は其中で公表していると思われまゝ。当初から配点基準を公開して、参加者もそれを了承の上で対策して参加されるものだと理解しています。

《事務局》

資料の中で提出書類の記載がありますので、配点基準についても公表されているものと考えまゝ。

《委員》

もう一点ですが、NO72の資料21ページのところで、「受注予定者に事故があり見積書の徴取が不可能となった場合や、受注予定者との協議が整わない場合、市は次点者と業務の詳細を協議し、契約する」とありますが随意契約であれば一者に決めて契約だと思ひますが、次点者とはどういった意味合ひでしょうか。

《事務局》

資料19ページにあるとおり、プロポーザルにて最優秀者の株式会社アンフィニと最終的な見積もりを頂いて契約するものですが、何らかの事情で契約できないとなった時に、次点者の特定非営利活動法人ワーカーズコープと契約するというものです。

《委員》

NO81について、ご回答の中で一定の不法投棄の抑止効果とありますが、抑止効果について、数値上で確認できるものはありますか。

《事務局》

この大型カメラを設置することによって、経年的に言ひまゝと、平成26年度の不法投棄のキロ数が34,590kg、平成27年には26,040kg、平成28年には15,000kgと減っており、一定の効果があつたといえます。

《委員》

徐々にカメラの台数を増やしているのですか。

《事務局》

平成29年度まで台数を増やし、大型のカメラを見せることにより不法投棄の抑止を図ってきましたが、今度は視点を変えて、平成30年度には簡易に設置できる小型カメラを設置して撮影することで抑止を図ろうと考えていると担当課に聞いております。

《委員》

NO72について、長期間の事業となっていますが、1年ごとの精算や履行のチェックはどのようになっているか。また、先ほどの委員の質問に近いものかと思いますが、従前の保護者で構成された組織から専門の機関に委託しなおしたということですが、契約金額としては3億円になり、従前の支出額との関係はどのようになっていますか。

《事務局》

検査につきましては、契約書や仕様書等に基づき毎月実績報告書を提出してもらい、4半期ごとの支払いの際には管財契約課においても検査調書にて確認しています。

また、従前の支出額と当該案件の契約金額との比較についてですが、設計は今までの学童を運営した際の実績と、今回の専門業者から徴取した参考見積もりを勘案しながら設計していると聞いております。

《委員長》

その他、入札契約についてご意見ご質問がありますか。

《委員》

入札辞退について、入札の意思を示した上で辞退することは自社にとってもメリットはないものですね。

《事務局》

メリットはないと考えます。

《委員長》

私の方から2点。先ほど委員から大変貴重なご意見を頂いたと思っておりますが、今回の案件で設計が実態と乖離があり不調になったものがあったということで、事前に可能な限り現地を確認し、事前に専門の方に聞くなどの検討が必要かと考えます。もう1点が、次回の入札等監視委員会において、入札辞退に対する市の対応について、検討結果をご報告いただけますでしょうか。3人の総意ということで意見を申し上げますのでよろしくお願ひします。

《委員長》

平成29年度下半期分の入札契約及び随意契約について、市長へ不適切な点、改善点として報告することはありますか。

《委員》

ありません。

#### **議題 4 その他**

《委員長》

それでは、議題4について、何か事務局からありますでしょうか。

《事務局》

次回の開催が平成31年1月下旬を予定していますのでよろしくお願いします。

《委員長》

本日の予定は全て終了しましたので、以上を持ちまして白井市入札等監視委員会を終了いたします。本日は、ありがとうございました。